

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	KOTOBUKI外装株式会社	代表者氏名	渡邊 寿彦
主たる営業所の所在地	岐阜県多治見市笠原町 2041 番地の5		
許可番号	岐阜県知事許可（般-1） 第600614号	許可を受けている建設業の種類	屋、電、管、板

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和3年3月3日	処分を行った者	岐阜県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（同項第3号該当）		
処分の内容（指示処分）			
1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。 （1）今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。 （2）建設業法及び関係法令の遵守を事業所内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修及び教育を行うこと。 （3）社内及び施工現場における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を行うこと。 2 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反 KOTOBUKI外装(株) が請け負った「ポリカーボネート取り換え及びスレートの葺き替え等工事」（岐阜県土岐市曾木町 169 番地の2 地内）の現場において、令和2年3月17日、同現場で労働者が工場建屋の屋根の上で汚泥を詰めた土嚢袋を運搬していたところ、スレートを踏み抜いて墜落し、右足骨折及び頸椎損傷等を負ったことに関し、労働者の危険を防止するために必要な措置を講じなかったとして、KOTOBUKI外装(株) 及び同社の代表取締役が、令和2年12月28日に多治見簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、各々罰金15万円（計30万円）の略式命令を受け、その刑が確定している。 このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。		
その他参考となる事項	岐阜労働局長からの相互通報制度に基づく通報		